

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

《 目 次 》

基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

総務部門

法人運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

児童館の指定管理及び児童クラブ受託運営・・・・・・・・ 4

中央福祉センターの指定管理・・・・・・・・・・・・ 5

山陽総合福祉センターの運営管理・・・・・・・・・・・・ 5

地域福祉部門

地域福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

ボランティアセンター事業・・・・・・・・・・・・ 8

地域生活支援センター事業・・・・・・・・・・・・ 9

経営部門

障害福祉サービス事業所「グリーンヒル山陽」・・・・ 11

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

基本方針

少子高齢化や人口減少により、地域や家庭、更には職場等の共同体機能がぜい弱化する中で、対象者や分野別の福祉制度では解決が難しい課題が広がり、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しております。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会・経済に与えた影響は極めて大きく、その収束が見通せない状況が続いています。このことは、今まで以上に人と人とのつながりの希薄化、生活困窮、社会的孤立の問題を深刻化させ、経済的にも精神的にも不安定な生活を送っている方々への一層の支援が求められています。緊急小口資金等特例貸付については、本年1月に償還が開始される一方で、自立相談支援機関との連携を前提とした、償還猶予やフォローアップ支援等の要請がされているところです。

山陽小野田市社会福祉協議会は、コロナ禍において顕在化した新たな地域生活課題や突然襲ってくる災害への対応等、緊急性の課題にも取り組みながら、本来の使命である「誰もが安心して暮らし続けることのできる みんなで支える我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域福祉の充実に努めて参ります。

また、令和6年度からの事務局移転に伴い、本会の組織体制や事業内容等の見直しと効率化を図り、より地域に根差した福祉活動が展開できるよう準備を進めて参ります。

総務部門

法人運営事業

重点目標

- ① 拠点変更に伴う円滑な事業実施体制の整備
- ② 安定した組織体制による法人運営
- ③ 多様な媒体を活用した情報発信・収集、適切な管理

来年度の事務局移転に伴い、本会の組織体制や事業内容等の見直しと効率化を図り、より地域に根差した福祉活動が展開できるよう準備を進めて参ります。

また、昨年度に策定した女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に沿って、男女とも安心して働き続けられる職場環境を作るための研修会等に取り組んで参ります。

リニューアルしたホームページや広報誌を活用し目的を意識したわかりやすい情報発信に努めます。

1. 法人運営及び基盤体制

(1) 社協組織の充実

新・組織体制・拠点機能の見直し整備

新・委員会構成等の変更

(2) 定款、諸規程等の整備

新・定款変更申請

新・定款変更にあつた諸規程等の見直し

(3) 会議、役員会等の運営

- ・理事会の開催
- ・監事会の開催
- ・評議員会の開催
- ・総務委員会の開催
- ・地域福祉委員会の開催
- ・経営委員会の開催
- ・苦情解決第三者委員会議の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催

新 (4) 新拠点に向けた調整・整備

2. 経営基盤の強化

- (1) 基盤強化計画・財政計画の運用・策定
 - 第4期財政計画（令和6年度～令和8年度）の策定
- (2) 社協会員加入促進
 - 税額控除制度の活用の検討
 - ・特別会費
 - ・特別会員、賛助会員の新規開拓
- (3) 民間財源の確保【善意銀行寄付金、共同募金配分金】
- (4) 補助金の安定確保及び適正な委託事業の受託
- (5) 基金、積立金等資産の整備
 - ・社会福祉基金
 - ・ボランティア基金
 - ・財政調整積立金
 - ・山陽総合福祉センター施設整備積立金
 - ・交通遺児奨学積立金
 - ・災害援護積立金

3. 職員研修等の実施

- (1) 役職員研修会の開催
 - ・新年の集い
 - ・ハラスメント研修
- (2) 職員会議、各部署会議の実施
 - ・職員連絡会議、安全衛生委員会【全体会議】
 - ・総務連絡会【総務課】
 - ・地域連絡会、地区担当者会議【地域福祉課】
 - ・職員会議、調整会議、業務会議、支援会議【グリーンヒル山陽】
- (3) 外部研修への参加促進
 - ・計画的な研修受講
 - ・オンライン研修受講
- (4) 市（福祉部）との調整会議の実施

4. 車両等備品管理および貸出事業

- (1) 適正な車両数の確保
- (2) 備品の管理及び貸出の実施
 - ・介助用具（車いす）貸出
 - ・地域活動支援機材貸出備品の見直し

5. 第19回社会福祉大会の実施

- (1) 社会福祉事業・共同募金功労者等表彰

(2) 社会福祉事業の啓発

6. 福祉情報発信啓発

- (1) 広報誌「かけはし」の充実
寄付者メッセージを掲載
- (2) ホームページによる情報発信の活用
- (3) FM コマーシャルの活用

7. 災害援護

- (1) 各協定に基づく職員派遣等の実施
- (2) 関係機関との連携強化

8. 団体事務受託

- (1) 山口県共同募金会山陽小野田市共同募金委員会
- (2) 山陽小野田市老人クラブ連合会【地域福祉課】
- (3) 山陽小野田市障害者協議会【地域福祉課】
- (4) 厚狭遺族会【総務課】
- (5) 埴生遺族会【総務課】
- (6) 厚狭護国神社奉賛会【総務課】
- (7) 埴生護国神社奉賛会【総務課】

児童館の指定管理及び児童クラブ受託運営

児童館指定管理事業（令和3年度から令和7年度まで5カ年）および児童クラブ事業（市受託事業）では、「運営マニュアル」および「緊急対応マニュアル」に基づき、均衡のとれたサービスの提供と安心安全な運用に引き続き努めます。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、児童館・児童クラブ運営を行える様にしてまいります。

1. 児童館事業（指定管理事業：6館、R3-R7）

本山児童館	赤崎児童館	須恵児童館
高泊児童館	高千帆児童館	有帆児童館

- 新** (1) 新型コロナウイルス感染症影響下における児童館活動再開のための取組
- (2) 運営マニュアル・緊急対応マニュアルの見直し
- (3) 研修の受講による職員の知識や技術の向上
- (4) 館長・厚生員の役割分担を明確にし、業務の円滑化を図る。

2. 児童クラブ事業：市受託事業（6クラブ）

本山児童クラブ 赤崎児童クラブ 須恵児童クラブ
高泊児童クラブ 高千帆児童クラブ 有帆児童クラブ

- (1) 運営マニュアル・緊急対応マニュアルの見直し
- (2) 研修の受講による職員の知識や技術の向上
- (3) 支援員の役割分担を明確にし、業務の円滑化を図る。
- (4) 職員間の情報共有の徹底

中央福祉センター指定管理

市指定管理事業（令和3年度から令和5年度までの3カ年）として受託し運営しています。新型コロナウイルス感染症対策をとりながら入浴・貸室利用者が安心して利用できる対応や体制を整え市民生活の向上を図ってまいります。

令和5年度末の指定管理終了に向け行政との調整、準備をするとともに、移転後の中央福祉センター管理について行政と協議を行います。

1. 施設運営及び管理

- (1) 中央福祉センター指定管理事業
 - ・令和3年度～令和5年度の適正な施設運営と管理
- (2) 福祉増進と市民生活向上のための施設利用
- (3) 施設の保守管理
 - ・老朽化に伴う小修繕
 - ・光熱水費等経費の節減
 - ・適切な衛生管理

2. 指定管理終了に向けた行政との調整

山陽総合福祉センターの運営管理

施設の適正な管理とともに地域福祉推進のための拠点整備を行います。

1. 施設運営及び管理

- (1) 施設運営
 - ・利用者の拡充と利用率の向上
 - ・アンケート調査により、利用者の意向を施設運営に反映
 - ・研修室（2階）インターネット環境の活用
 - ・オンライン会議室の運用

- (2) 施設管理
 - ・緊急性を優先したメンテナンスの実施
 - ・光熱水費の節減
- (3) 感染防止対策の徹底
 - ・検温、手指消毒の実施
- (4) 山陽総合福祉センター運用方針の決定
 - ・老朽化の進む施設の扱いについて、今後の方針決定

地域福祉部門

地域福祉事業

重点目標

- ① 見守りネットワーク「どうしちよるネット」の活用
- ② 生活支援体制整備事業の充実

地域の実情に合わせて、地域福祉事業全体の見直しを行います。

これまで地域で築いてきました見守りネットワーク「どうしちよるネット」が、災害等非常時においても活かされるように関係機関と連携を図ります。

また、生活支援体制整備事業を推進することにより、住民主体の地域福祉の仕組みの構築に努めます。

1. 福祉の輪づくり推進基盤整備事業

- (1) 地区社協支援事業
 - ・地区社協連絡会議
 - ・地区社協助成事業
 - ・ふれあい会食会助成事業
 - ・コロナ禍における見守り活動支援事業
 - ・山陽小野田市地区社協支援センター運営事業
- (2) 福祉員活動支援事業
 - ・福祉員総会
 - ・福祉員研修会（兼 新任福祉員研修会）
 - ・福祉員の会連絡協議会
 - ・地区福祉員の会支援
 - ・引継ぎフォーマットの活用

- (3) 地域福祉活動計画推進事業
 - ・地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - ・オンラインを活用した広報・啓発
- (4) 小地域福祉活動推進事業
 - ・地域助け合い組織への支援
 - ・地域アセスメントを通じた課題解決の推進
- (5) 三者交流会の開催
 - ・地域の実情に合わせた交流会の開催
- (6) ふれあいいきいきサロン推進事業
 - ・ふれあいいきいきサロン設置推進
 - ・ふれあいいきいきサロン活動支援
 - ・サロンに役立つレク講座の開催
 - ・オンラインを活用したサロンの実施
- (7) 社会福祉法人（福祉施設）との協働による地域公益活動の推進
 - ・様々な福祉事業の拡充を目的にした市内社会福祉法人の連携促進
- (8) 生活支援体制整備事業（市受託事業）
 - ・第1層協議体の運営
 - ・第2層協議体の設立および支援
 - ・第2層生活支援コーディネーターの支援
 - ・市民意識醸成のためのフォーラムの開催
 - ・支え合い活動ガイドブックの活用

2. 見守りネットワーク強化推進事業

- (1) どうしちよるネット啓発月間の取り組み
 - どうしちよるネットキャラクターを活用した見守りネットワークの普及啓発
- (2) あんしんキットの設置推進と情報更新

3. ふれあい福祉事業

- (1) 敬老会支援事業
- (2) 意思疎通支援事業（市受託事業）
 - ・意思疎通支援事業コーディネート
 - ・意思疎通支援事業説明会の開催
- (3) 手話奉仕員等養成講座（入門課程・35時間）の開催（市受託事業）
- (4) 手話奉仕員スキルアップ講座（10時間）の開催（市受託事業）
- (5) 交通遺児就学等支援助成金の交付
- (6) 愛ちゃんと希望くんの「赤い羽根文庫」の実施
- (7) 家族介護者交流会（市受託事業）
- (8) ひだまりサロン（介護者の集い）

4. 財源確保に向けた取り組み

- ・第16回市社協チャリティゴルフ大会の開催

ボランティアセンター事業

重点目標

- ① 福祉教育の積極的な推進
- ② ボランティア団体の担い手確保
- ③ ボランティアコーディネートの充実

幅広い世代に対する福祉教育の推進により地域共生の意識を広げます。

ボランティアに関わる情報の集約及び積極的な発信を行うとともにボランティアのコーディネートを充実しボランティア活動参加の促進に努めます。

またボランティア団体の担い手を確保し活動の支援を行います。

1. ボランティア活動推進事業

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティアセンター機能活性事業
 - ・ボランティア登録・斡旋
 - ・コーディネート機能の強化
 - ・ボランティア活動備品等支援
 - ・ボランティア活動保険支援
- (3) 情報発信・啓発事業
 - ・福祉教育の推進（出前講座の拡充）
 - ・ボランティアセンターだより「ぼらかフェ」
 - ・企業等社会貢献活動情報発信「ぼらかフェ for Company」
 - ・FMラジオによる情報発信（FMスマイルウエーブ）
- (4) いきいき介護サポーター事業（市受託事業）
 - ・サポーターと受入施設の新規登録の推進
 - ・受入施設のニーズとサポーターの特技を活かすコーディネートの強化
 - ・サポーター現任研修会の開催（年2回）
 - ・サポーター通信による活動促進のための情報発信（年2回）
- (5) 災害ボランティア養成の体制整備
 - ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施
 - ・災害ボランティア登録の周知

2. ボランティア連絡協議会支援事業

- (1) ボランティア連絡協議会の開催（小野田、山陽）
- (2) ボランティア連絡協議会運営費助成の実施
- (3) ボランティア交流会の支援
- (4) ボランティア連絡協議会への新規加入の促進

3. ボランティア活動啓発事業

- (1) 学生ボランティア会議の開催
- (2) ボランティア養成講座の開催
- (3) カレンダーバザーの実施
- (4) 収集ボランティア活動支援
- (5) ボランティア・障害者との交流事業「障害者の日の集い」協力

地域生活支援センター事業

重点目標

- ① 生活困窮者自立相談支援事業の包括的、横断的实施
- ② 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携強化

コロナウイルスに関する特例貸付が令和4年9月に終了しましたが、継続的な生活費の枯渇と物価高が重なり、相談者の様相が複雑化した生活困窮者世帯等が増加している中で、自立した生活が送れるよう、各事業において包括的・横断的に支援できる体制を取り、個別ニーズへの対応や複合的課題に対し、関係機関と連携し課題解決に向けて取り組めます。

また、特例貸付の償還が始まり、相談者が主体的に適正に償還できるように、自立相談支援事業と連携し支援していきます。

1. 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

- (1) 支援関係機関によるチーム支援の実施
- (2) 支援方法を検討・共有する支援調整会議の実施
- (3) 関係機関・団体等との連携強化と情報共有
- (4) 食料支援事業の充実

2. 福祉総合相談事業

- (1) 福祉まるごと相談、心配ごと相談の相談内容の分析
- (2) 生活困窮者自立支援事業との連携
- (3) 心配ごと相談員研修会の開催（年1回）

・心配ごと相談事業（高齢者相談事業：市受託事業）

場 所	開設日（毎月） 9:30～11:30 （休日は中止）
赤崎地域交流センター	第1・3木曜日
高千帆地域交流センター分館	第2・4木曜日
山陽総合福祉センター	第1・2・5水曜日
埴生地域交流センター	第3水曜日
厚陽地域交流センター	第4水曜日

3. 資金貸付事業

- (1) 資金滞納世帯への適切な償還指導と自立相談支援事業との連携強化
- (2) 償還滞納者の債務整理
- (3) 県社協との情報共有による課題対応
- (4) 特例貸付借入世帯への償還指導、自立相談支援事業との連携
- (5) 関係機関と情報交換、出前講座

[貸付資金の種類]

- ・生活福祉資金（県社協受託事業）
- ・緊急生活つなぎ資金
- ・法外援護資金

4. 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）（県社協受託事業）

- (1) 利用者の意思に沿った適正な支援の実施
- (2) 関係機関と連携して利用者拡大に向けての事業啓発
- (3) 県社協との情報共有による課題対応
- (4) 生活支援員の確保
- (5) 専門機関との連携による困難事例の対応

5. 法人成年後見人受任事業

- (1) 法人成年後見人受任事業の啓発推進
- (2) 日常生活自立支援事業利用者の後見制度移行について関係者との協議
- (3) 市地域包括支援センターとの連携強化
- (4) 法人後見被後見人への支援体制整備
- (5) 市成年後見制度利用促進協議会・受任調整会議の参加

経営部門

障害福祉サービス事業所「グリーンヒル山陽」

重点目標

- ① 安定経営に向けた利用者拡充
- ② 賃金向上に向けての作業体制の強化
- ③ 利用者の特性に応じた個別支援体制の強化

感染予防の注意喚起及び施設の衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設環境の整備を進めるとともに関係機関との連携を強化し利用者の拡充及び利用率の向上に努めます。

また、利用者の特性に応じた作業支援・生活支援ができるよう研修等により職員の資質向上を図り体制強化に取り組みます。

1. 施設運営

(1) 利用者拡充の強化

- ・施設実習、施設見学の受入
- ・宇部総合支援学校進路指導懇談会・進路確認会への参加

(2) 安心・安全のための取り組み

- ・虐待防止委員会の開催（年4回）
- ・虐待防止に関する研修会の実施
- ・虐待防止チェックリストの自己診断（年4回）
- ・消防避難訓練の実施（年2回）
- 新**・防犯訓練の実施（年1回）
- ・健康診断、健康相談、歯科検診の実施
- ・老朽化に伴う施設設備の改修

(3) 調整会議、職員会議、支援会議、業務会議の実施

(4) 施設行事関係

- ・日帰り旅行、秋まつり、クリスマス会、新年会

(5) 関係機関との連携

- 【施設内】利用者の会（月1回）
- 保護者説明会（年2回）

- 【施設外】自立支援協議会定例会（月1回）
- 関係機関への事業協力

2. 就労継続支援B型事業

- (1) スキルアップのための各種研修会への参加
- (2) 安定した収入確保のための作業内容の見直し
- (3) 作業の評価基準の見直し
- (4) 自立支援活動の実施（年3回）
- (5) 作業

【施設内】 自転車部品選別、自転車部品組立、ウエス加工、自動車部品成形、お茶関連、アルミ缶回収、印刷、釘加工

【施設外】 寝太郎公園除草清掃、物見山公園トイレ清掃、釘加工（オノダネイル）、農福連携（除草、収穫補助）

3. 生活介護事業

- (1) スキルアップのための各種研修会への参加
- (2) 支援手順の標準化
- (3) 日中活動支援

【娯楽】 遊具活動、カラオケ、DVD鑑賞、わくわくプチイベント等

【創作】 壁面飾り作り、書道、カレンダー作り等

【学習】 かず練習、文字練習等

【運動】 ウォーキング、体操等

【保健】 健康指導、体重・体脂肪率チェック等

4. 日中一時支援事業

- (1) 随時対応